

令和元年度 第1回北海道森林管理局保護林管理委員会

議事概要

1.日時及び場所

令和元(2019)年10月15日(火) 14:30~17:00
北海道森林管理局 大会議室(3階)

2.議事

- (1)委員長等の選任について
- (2)生物群集保護林の地帯区分の検討について
- (3)狩場山周辺の保護林拡充について
- (4)その他

3.議事概要

(1)委員長等の選任について

- ・委員長として、吉田委員(森林総合研究所北海道支所長)が選任された。
- ・小委員会委員として、中田委員(林木育種センター北海道育種場主任研究員)が選任された。

(2)生物群集保護林の地帯区分の検討について

(委員からの主な意見)

- ・稚咲内生物群集保護林の隣接する地域で、風力発電施設の建設が計画されている。建設計画の場所は国有林内ではないため、アセスメント等における事前調査の対象とはならなかったと思われるが、国有林側としても、風車建設などの環境アセスメントを擁する事業が保護林近傍で実施される場合には事前に対応できるよう情報収集を行うべき。
- ・環境省では風力発電施設の建設を避けるべきエリアのマップを作っており、その中には森林生態系保護地域の隣接地が入っている。生物群集保護林が同様に扱われているかを本庁に確認し、対象となっていない場合は、森林生態系保護地域と同様の扱いとしてもらうべき。

(事務局)稚咲内生物群集保護林の隣接地域での風力発電の計画については、確認の上、次回委員会で報告する。

環境省のマップについても確認する。

今後、国有林野周辺で開発行為予定がある場合、こちらから積極的に情報収集に努め、必要な場合には、保護林や保全対象があることを説明する等の対応を行う。

- ・稚咲内生物群集保護林とクッチャロ湖生物群集保護林の想定される影響として、「保護林内を道道が通過するが、道路改良工事等による保護林への影響はない。」などの文章表現に修正してはどうか。
- ・保全利用地区の設定の理由について、開発行為に対して管理がしやすいから保全利用地区に設定するというのではなく、保護林としての森林の価値はどうかという視点で考えるべき。価値が高い森林は、多少手続きが面倒になるとしても価値が高いままにしておき、何らかの行為が必要になったときは、個別に対応すべき。

- ・ 道路があるから一律50m幅の保全利用地区を設定するのではなく、個々に確認しながら検討すべき。
- ・ 切土・盛土が大きな道路沿いでは風倒等の被害が発生しやすいので、それを考慮した保全利用地区の設定はあり得る。一方、保存地区でも緊急的な対応の即時実行が可能であれば、保存地区でも困らないことになる。
- ・ 他局では、台風後の対応等で必要な場合には、月に1～2回の頻度で委員への意見照会がなされているところもある。
- ・ 生物群集保護林で地帯区分を検討するに当たり、現在の保存地区の面積が減らないように保全利用地区を設けないという考え方もある。
- ・ 基本的に、保存地区の面積は減らさないこと、保全利用地区を設定する必要がある場合は外側に設定すること、内側に保全利用地区を設ける場合はその理由を明確にすることとして、それは個別に対応する必要がある。

(事務局) 稚咲内、クッチャロ、知駒の生物群集保護林における道路部分の保全利用地区の設定については、再度精査し、次回委員会で提案する。

(夕張岳、礼文島の生物群集保護林の地帯区分については、事務局案のとおり了承された。)

- ・ 参考1のP3「鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為」はできるということだが、シカやクマの隠れ場所となっている箇所は、保護林そのものが被害に遭っていないくても、地域からの要望に応じて保護林の中での対処が可能か検討しておく必要がある。

(事務局) 状況に応じて対処を検討する。地域から要望が出された場合には、保護林管理委員会か小委員会にかけて判断する。

(3) 狩場山周辺の保護林拡充について

(委員からの主な意見)

- ・ ブナ林の分布という要素から見ると、島牧村北部にある天狗岳一帯など、大平山の東側にもブナの材積の大きな場所がある。その辺りの評価も必要。
- ・ 大平山については保護林に隣接して自然環境保全地域があるが、そこが森林生態系保護地域の中に取り込まれないのは違和感がある。
- ・ 大平山に見られる地質的な特徴である石灰岩帯は、周辺の長万部岳やカニカン岳周辺にもそれに類似した環境があると考えられる。
- ・ 森林生態系保護地域の拡充については、これらのことを踏まえて十分な調査範囲を設定して、その中から拡充範囲を抽出するという作業手順と時間をかけるべき。
- ・ 保護林拡充の設定については、流域単位にこだわらなくてもよいのではないか。
- ・ 既に治山工事が実施されているようなところは、保護林から外すのが適切ではないか。
- ・ 人命にかかわらない場所は保護林に含めてもよいのではないか。
- ・ 地すべり地については、活動の有無で対応が異なる。既存の地すべり資料で確認する必要がある。

(事務局) 今年度は基礎的な調査を実施し、地すべりの活動状況も含め科学的なデータの収集を行い、来年度、検討対象区域の妥当性、広域な調査範囲の検討、その範囲の自然環境のポテンシャルの有無について調べたい。

- ・ レクリエーションの森の拡張について、現時点で特に問題なく試行していても、解析した結果を踏まえ、条件等を見直すことを前提とした許可が必要ではないか。
- ・ レクリエーションの森を拡張した後、自然環境に対して悪い影響が生じたときには見直すというスキームが必要。
- ・ レクリエーションの森の拡張・縮小については、実際に実施してみて、その結果を委員会の中で報告してもらい、必要であれば区域の見直しを検討すべき。

(事務局)レクリエーションの森の拡張部分について、村において定期的に環境影響評価を行ってもらい、実施状況と併せて委員会に報告することとし、その結果によっては区域又は許可条件の見直しもあり得るという条件付きで、利用を認める。

そのような前提で、レクリエーションの森の拡張・縮小を今年度の計画編成作業に盛り込む。

(4)その他

- ・ 特になし。

以 上